

草津市文化芸術機能等施設整備基本計画見直し方針

1. 計画見直しの趣旨・背景

草津市では、平成21年度に「子育て支援センター」・「教育研究所」・「人権センター」・「まちづくりセンター」・「芸術文化館」・「歴史伝統館」の6つの機能を1つにした複合施設を三ツ池に整備するものとして、「(仮称)市民文化の森基本計画」を策定しました。

計画策定後、滋賀県立しが県民芸術創造館（現草津市立草津クレアホール）が今後の施設の方向性について検討されることを受けて、同基本計画の再検討の必要が生じたことや、人権センターとまちづくりセンターの中心市街地活性化計画での整備の検討、子育て支援センターのさわやか保健センターへの設置、教育研究所の旧湖南地域職業訓練センターへの移転を踏まえ、平成25年9月に「草津市文化芸術機能等施設整備基本計画」を策定しました。

同施設整備基本計画では、しが県民芸術創造館や草津アマカホール、草津宿街道交流館等の既存施設との連携や三ツ池の有効活用を考慮しながら、草津市美術展覧会等に対応できる「創作・展示機能」と、文化財等を収蔵・保管・展示する「歴史伝統館機能」の両機能を持つ施設の整備を三ツ池に計画しています。

その後、滋賀県からしが県民芸術創造館の移管を受け、平成27年1月に草津クレアホールとして開館、平成30年7月から創作活動をはじめ多目的に利用できる活動室の貸館を開始しました。また、現在草津市美術展覧会を草津市役所特大会議室で開催していますが、会場として課題があることから、令和3年5月に供用を開始した草津市立市民総合交流センターに展示機能を設置しました。「歴史伝統館機能」についても、草津市歴史文化基本構想(平成31年3月策定)で、今後の整備にあたり適切な方法を検討するとなっていることから、三ツ池に計画されている施設の整備について、再度見直しを行う必要が生じています。

2. 計画見直しにあたっての視点

- ① 創作・展示機能については、草津クレアホールの展示ホールや活動室の貸館開始、市民総合交流センターへの展示機能の設置を行いました。
 - ② 歴史伝統館機能については、歴史資産を展示・公開・活用する施設は、関連文化財群(生産・信仰・街道)の整備と併せて配置する方法があります。
- ※①と②の視点を踏まえて、同施設整備基本計画に位置付けられた施設整備については、見直しを進めてまいります。

3. 上位計画・関連計画

【第6次草津市総合計画（第1期）】 「こころ」を育むまち

- 基本方針5-1 「文化財の保存と活用」
 - ◇文化財の調査と保護の推進
- 基本方針5-2 「文化・芸術の振興」
 - ◇文化・芸術活動の推進

【草津市教育振興基本計画（第3期）】

- 施策3-1 「文化拠点施設の整備・充実を図ります。」
 - ◇市民が文化・芸術活動に親しめる環境づくりを目指して、創作・展示機能の整備に向けた検討を行います。
- 施策3-2 「文化財の調査と保護を推進します。」
 - ◇各種文化財の調査を進め、適切な保護・継承および情報発信に努めます。
 - ◇本市の歴史文化の中核となる国指定史跡の保存・整備を進めます。
 - ◇文化財を次世代へつなぐため、所有者と市民がともに守り伝える体制づくりを進めます。

【草津市文化振興計画】

- 基本施策2 「文化施設の活用および充実」

文化施設は、文化活動の場であり、心豊かな生活を実現するとともに、創造性を育み、人が人とともに生きる絆を形成するための拠点となります。それぞれの文化施設の持つ機能が十分に発揮されるよう、民間活力を生かした事業の充実および施設の活用と利用促進に取り組みます。

【草津市歴史文化基本構想】

第6章 草津市歴史文化基本構想の実現に向けて

2 実現に向けた体制整備

(5) 歴史資産の活用に向けた情報発信と公開施設について

歴史資産を展示・公開・活用する施設は、関連文化財群の整備と併せて、保存・公開施設を配置する方法などが考えられることから、今後の整備にあたり適切な方法を検討します。

【草津市文化財保存活用地域計画】

- 事業【活かす】 博物館等展示収蔵施設の検討と整備

歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため、歴史資産を守り、伝え、活用する施設のあり方について検討し、歴史資産を保存・公開する施設の整備を進めます。

4. 現計画の概要・特徴

草津市文化芸術機能等施設整備基本計画において、計画している施設の概要は次のとおりです。

- 【位置】 草津市西矢倉一丁目1441番地他
- 【施設概要】 建築物（2階建て） 約3,000㎡（延床面積）
 芝生広場 約7,500㎡
 駐車場等 約2,000㎡
- 【事業費（概算）】 約13億円（市債 約10億円、一般財源 約3億円）
- 【機能概要】

〔創作・展示機能〕 多目的な利用が可能で、草津市美術展覧会等に対応できる機能を確保
 〔歴史伝統館機能〕 埋蔵文化財や重要文化財等を収蔵・保管・展示する機能を確保

5. 見直しに向けた体制

同施設整備基本計画の策定においては、草津市文化芸術機能等検討委員会を設置して検討を行いましたが、平成28年度に同委員会はその機能を草津市文化振興審議会に委譲し廃止しています。

今回の方針決定にあたっては、草津市文化振興審議会に諮問を行い、答申をいただきます。そのため、専門的な審議が必要なことから、草津市文化振興審議会に新たに「文化芸術機能等検討部会」を設置し、地元住民で構成する団体の代表や前検討委員会委員にも参画いただき、審議いたします。

▼草津市文化振興審議会 定数15人（現在の10人に新委員5人を追加）

区分		定数
学識経験者（1人追加）		3人
関係団体	草津市文化財保護審議会	1人
	草津市21世紀文化芸術推進協議会	1人
	アーティスト	1人
	草津市教科等部会別研修会	1人
	草津市立文化ホール指定管理者	1人
	草津市中心身障害児者連絡協議会	1人
	地元まちづくり協議会	1人
	地元財産区管理委員会	1人
	前検討委員会	1人
公募委員		3人

▼草津市文化振興審議会 文化芸術機能等検討部会 7人

区分		人数
学識経験者		1人(新)
関係団体	草津市文化財保護審議会	1人(現)
	草津市21世紀文化芸術推進協議会	1人(現)
	地元まちづくり協議会	1人(新)
	地元財産区管理委員会	1人(新)
	前検討委員会	1人(新)
公募委員		1人(新)

6. 市民参加の手法

①附属機関

公募市民や地元住民で構成する団体の代表に、教育委員会附属機関である文化振興審議会に参画いただき、教育長の諮問に答申いただきます。

②パブリックコメント

計画の見直し案を市のホームページ等で公開し、市民からの意見の募集を行い、寄せられた意見に対して市の考え方を公表するとともに、計画の見直しに活かします。

7. スケジュール（予定）

別紙のとおり